

平成27年第1回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 平成27年3月2日 午前10:00

○散 会 午前11:15

○出席議員（19名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 藤 原 幸 雄
8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武	10番 千 田 正 英
11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子	13番 中 川 光 博
14番 佐 藤 義 久	15番 児 玉 春 雄	16番 大 谷 貞 廣
17番 伊 藤 正 吉	18番 菅 原 久 和	19番 鈴 木 斌次郎
20番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 幸 村 公 明 兼新庁舎建設室長
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 鈴 木 利 美
教育部長 兼教育総務課長 菅 原 一	会計管理者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生活環境課長 (部長待遇) 関 谷 良 広
総 務 課 長 小 玉 優 子	企画政策課長 栗 山 隆 昌
財 政 課 長 菅 原 剛	生涯学習課長 川 上 裕 隆

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝	議会事務局次長 鈴 木 整
----------------	---------------



平成27年第1回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成27年3月2日（4日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しましたとおりですが、はじめに議会運営委員長報告を行います。3番佐々木議会運営委員長。

**【議会運営委員会の報告】**

○議会運営委員長（佐々木嘉一） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

先般来、議会運営上、14番佐藤義久議員の一般質問に対する市長の発言の適否並びに議長の議事運営及び議事整理権の行使にかかわる事案が発生し、その取り扱いについて議長より議会運営委員会における調整が要請され、先般、再三にわたる委員会を開催し、收拾を図りましたが本日に持ち越されました。

報告書の作成のため再度時間をいただきましたので、その顛末について報告致します。

まず冒頭申し上げますが、議長は去る2月26日一般質問の開始に先立ち、一般質問のルールであります議会運営に関する申し合わせ事項に基づき、最初は「一括質問、一括答弁とし、再質問からは一問一答」とする旨を宣言しています。また、14番さんの一般質問の終了後、市長の突然の発言により混乱が生じました。議会運営委員会では議事記録を再現し、事態の確認を致しました。

その結果、以下のとおりであります。

14番さんの一般質問終了後、議長は当局に対し答弁を求めています。市長の発言は答弁ではなく、次のような質問をしております。「この後、副市長、部長が答弁しますが、私からお聞きしたいのは、今ハイツについて不要論があると。具体的にお知らせください。」と質問されております。

議長は当局より答弁を求め、反問権、質問はできない旨を申し上げております。

市長は議長の許可を得たとして、八郎潟ハイツの不要論について言及し、風聞、風評の根拠を求め、発言しておられます。

こうした事実は、議長が申しあげました一般質問のルールである、一括答弁前の発言であります。

よって市長の質問は、議長から反問の許可を得たと勘違いしたものと判断致しました。以上、先般申しあげておりますように、市長において発言の取り下げを求めるものであります。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 議長から申しあげます。議会運営委員長の報告は、14番議員の一般質問に対する当局の一括答弁を求めたことに対する市長の答弁中の、議長の許可のない反問に関する質問部分の取り下げを求めるものであります。議長の許可のなかった市長の反問に関する質問部分の取り下げを求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 今、議運の委員長から反問権ができないと、勘違いではないか、それと一括質問する云々と前であるということで、私は反問権というものを一切使ってませんよ。反問権があるということだけで。確認の訂正なんですよ。

それと不思議なのは、1回目の議会運営委員長の取り下げ云々というのは適切でないと、市長の発言は。なぜ適切でないか根拠を示してください、説明してください。ひとつも答えていませんよ。2回目のときは、こういうことでした。不要論というのは事実の確認しがたき、それで事実と確認できないものについては風評でないですかということを確認した結果、ひとつも答えてません。それで今日のことでしょう。1回目と2回目、全然違って来るんです。3回目も。答弁が違って来るんですよ。それが議運の委員長でいいですか、議会運営委員会というのは。いたずらに時間を費やしているんじゃないですか。それはまずいいとも、勘違いというところはどこ勘違いですか。私は議長の配慮、許可を得ているんですよ。しかも議長も今言ったども、議長は私を停止しましたか、発言の。しませんよ。議事録見てくださいよ。議長、「市長はその発言はやめてくださいって」、ひとつも言ってないですよ。終わってから言ってるんだ。勘違いであつたとか。それについて、今言った1点目、2点目、3点目についてご答弁願います。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 答弁いらないですから、いたずらに時間費やしても話にならないですから、私の今回の発言については、私の発言した目的は半ば達せられたと自分では思ってますので、議長の裁定に従います。

○8番（藤原典男） 議長、8番、いいですか。議運の委員長の報告に対して質問ありま

すけれども、いいですか。議長、だめなの。

○議長（伊藤榮悦） 議会運営委員長に対する質問はできません。

○8番（藤原典男） この前やったでしょう、だって。何でできないの。

○議長（伊藤榮悦） これはね、議会運営委員会で決めた中身です。個別的な個人のね、委員長個人に対して、これをどうですか、こうですかということは、これは質問できないです。

○市長（石川光男） 議長。

○議長（伊藤榮悦） はい。

○市長（石川光男） 今までだって議会の運営委員会が開いて、いろいろ議運の委員として質問してますよ、たくさん。それ全部だめ。今までの。

○議長（伊藤榮悦） 私の見解です。

○9番（西村 武） 議長に対して質問する。議長、あなたに質問。

○議長（伊藤榮悦） 何の質問ですか。

○9番（西村 武） いいですか。議会基本条例の4章ですね、4章、この7条には、「議長から本会議及び委員会に出席を要請されました市長及び教育長は、議長又は委員長の許可を得てその質問できる」となっております。そして、ここの逐条解説にも、要するに議会は議会審議における市長との関係を明確にする規定で、議員からの質問に対し市長から議員に対して質問する権利を認めると、こういうことで、これは申し合わせでないよ、議決されてるんですよ。そして、25年の10月1日からこのことを施行すると、このようになってますので、議長が少し認識不足でなかったかと私思いますよ。黙って答えられればよかったんじゃないですか。その質問の趣旨を確認するんだから。ここのなんですよ、議長。

○議長（伊藤榮悦） いや、そのことは十分わかってます。そこのところの基本条例の中身についてはわかっております。それで、それでですね、今ね、それではね、今までのいわゆる答弁の、14番の議員のまず一般質問が壇上で行われましたね。その後、これは一般質問のときの最初のときに、これはちゃんとお話してますよ。議長の方から。まずは、その質問、壇上での質問ね。一括質問。そして、次に当局の一括答弁。その次に一問一答制に入ってまいりますと、こういうふうなことをきっちり話をしてるんですよ。そして、じゃあそれでね、じゃあもうちょっと時系列をお話します。これ、本当は皆さんにお配りすればよろしいですが、テープを文字にして、そして時系列をこういう

ふうに整理をしましたので申し上げます。

それで、よろしいですか。まず私がね、議長が当局より、一般質問終わってからですね、一括で終わってから、当局より答弁を求めますと。ここはまあ一括答弁ということですよ、この言い分は。で、市長に対して「市長。」と言いました。そして市長は「議長。」と言いました。議長、私は「石川市長。」と言いました。市長は、「今この後、副市長、部長が答えますが、私からお聞きしたいのは、今ハイツについて不要論があると、具体的にお知らせください。」と、こういうことを市長が申し上げました。議長である私は、改めて「当局より答弁を求めます。」と、一括答弁です。「求めます。」と言いました。それは、そのことでね、この質問、個別の質問については質問できませんと、一括してね、この答弁する場合に、これは求めることは、質問することはできませんと、こういうふうに言いました。したら市長は、こう答えました。「議長の許可を得ましたので、あえて言います。」と言います。「八郎潟ハイツについて不要論がある」というと、それは風聞です。」と。「風評でしょう。具体的に答えてください。14番さん、あなたが必要でないという考えはわかりますよ。それが、ほかの人が言っているようなことでしょうか。不要論という声もあると。どこからその声が出てきたのか具体的に教えてください。」、こう言ってます。で、私、議長は「質問者の質問に答えてください、執行部、当局は。それで結構です。」と。で、石川市長はここで、資料ありということで基本条例7条2項を言いました。それからその後のいわば議会との申し合わせ事項というものもあります。そういうふうな観点から見て、私は、質問はできませんと言ったんです。この場で。総括質問の中で、こういう質問はできませんと言ったのです。ですから、ここでもうね、総括答弁をしなければいけないんです、当局としては。それを、できませんと言っても質問を継続したと、こういうことなんです。だから私は、これは、ということで議会運営委員会に諮問したと、こういう経過でございます。時系列はそういうふうになってます。

ですから、今議会運営委員会でお話したようなことで、やはりここから市長が話して「私からお聞きしたいのは」というところからね、これはやはり議長がこれについては質問できませんと言っているんですから、できないものを言ったことに対して、いやできるという観点でまた続けたということでしょうか、これは。

○市長（石川光男） 議長。

○議長（伊藤榮悦） ちょっと待ってください。今しっかり発言します。

これが時系列です。時系歴でございます。ですから、そういう観点に立って議会運営委員会が判断をしたと、こういうことだと思ふんですよ。私もそれはね、やはりこれは議会としてね、議長として議事整理権というのがあるわけだから、だから議事整理権に基づいて、そして、いや、これはやはりここでストップやって、そして市長が意見があるならばやはり、いや、私はこういうふうな質問したいとね、こういうふうに、そうすると私は多分こう言ったと思います。これは一問一答制の中でね、14番さんに質問してくださいと、こう言ったと思います。しかしそれもできないという状況でした。

○9番（西村 武） これは考えは二通りあると思いますよ。今言ったように議長の考えもありますし、あるいは、要するに答弁させる前にその問題を明白にしてから答弁するという手もありますよ。市長はちゃんと、この後、副市長あるいは総務部長に答弁させると言って、その前に一つその問題を確認したいと、こういう趣旨の質問なんですよ。それを、だってここでも、この4章の7条の中でも一問一答方式に入ってからやってくださいということを一言も書いてないし、要するに、その質問に対しては、議員の質問に対して当局の質問を認めると、こういうふうになってますので、その時期というのは、今議長が言ったことと二通りの考えがあるということですよ。だから市長の発言の取り消しの私は当たらないと思います、はっきり言って。二通りの考えもあるんだもの。そういう考え持ってるんだもの、我々も。答弁する前に、風聞に対して、あるいは指示に対してのその質問する、答弁する、こういうふうには二通りの考えがあるんですよ。だから議長言ったように、じゃあ一問一答方式のその2回目の答弁って、一つも書いてないんですよ。その逐条解説にも、あるいは7条にもそのように書いてないです。要するに申し合わせ事項って、いつ申し合わせしましたか。あのね、申し合わせ事項よりも何よりも基本条例が優先するんだって。これが議決されてるんだから。そのこと議長やはり認識しなきゃだめですよ。

○議長（伊藤榮悦） はい。言い分は言い分として伺っておきます。しかし、ちょっと待ってください。私はね、だからやはり一般質問のルールというのがね、まず発言、質問者が総括的に質問すると。それから当局が総括的に答弁をします。その後で一問一答制があるわけですから、そのときに伺えばいいわけですよ。ここの部分、八郎潟ハイツ不要論があるんじゃないかと。その不要論とは何なんだと。根拠を示せと、こういうことになるのが当たり前でしょう。

○9番（西村 武） 違うって。

- 議長（伊藤榮悦） いや、違わないですよ。
- 9番（西村 武） 根拠を示させるためには確認も必要だということなんです。
- 議長（伊藤榮悦） いや、違います。
- 8番（藤原典男） 議長、8番。
- 議長（伊藤榮悦） 8番、ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。そういうことだと私は思って、こういうふうな方法をとったと。
- 9番（西村 武） 議会基本条例が議決されてるんですから。
- 議長（伊藤榮悦） いやいや。
- 9番（西村 武） 議長、そういうことなので、やはりさっき言ったように二通りの考えがあるからね、やはりその答弁させて、いやこれは風聞でもないし、何でも、私は調査したとか、それは答弁させると議会はスムーズにいったんですよ。あなたが、ここに書いてあるね、7条をまずよく認識してなかったという、ここなんだ。
- 議長（伊藤榮悦） はい、ご意見は聞いておきます。7条の2項については、私、認識しております。それから、議会運営に関する申し合わせ事項も、これはね、これちゃんと申し合わせしてますよ、後で。この申し合わせ事項は9番さんわかってますか。
- 9番（西村 武） 時期はいつですか。
- 議長（伊藤榮悦） 議会事務局から答弁させます。
- 議会事務局長（伊藤清孝） 9番西村議員にお答え致します。
- 申し合わせ事項につきましては、平成24年5月21日、それから平成24年12月3日、この2回にわたって申し合わせ事項を議会から市長の方へ提出しております。
- 議長（伊藤榮悦） 9番。
- 9番（西村 武） それは24年でしょう。この、だって条例ができたのは25年10月1日から施行すると、こういう条例なってるんですよ。それ24年、関係ないですよ。新しい条例はここにあるんですからね。これ以上まず言っても議長もまずあれだけれども、実際はね、24年の申し合わせ事項は無効で、25年10月1日、ここからこの条例がスタートするんですよ。施行されてるの。このことなのよ。わかりますか。
- 議長（伊藤榮悦） この申し合わせ事項、はい、どうぞ。それで申し合わせ事項を受けて基本条例が制定されてるんですよ。
- 9番（西村 武） 議長。
- 議長（伊藤榮悦） はい。

○9番（西村 武） だからね、その施行されましたね。そのされた中で、その逐条解説の中にはちゃんと当局の質問、議員に対して質問を認めると、こういうふうになってるんですよ。だからまず、議長の立場もあるからいいけれどもさ、こういうことなんだ。だから市長は、まず今さっき認めたけれども、実際はそういうことなので、この後よ、もうちょっと、例えば議会改革の方でもやはりこのことについてやはり検討してもらわなきゃいけないなど、このように思いますけれども議長はいかがですか。

○議長（伊藤榮悦） ええ、はい、議長にということですので、これはね、反問権の話でしょう。反問権については、これはいろいろ考え方もありそうですし、考え方も、あるいは主張も違うようでございますので、これについては私はね、このことについてはよく当局と議会と話し合う、これは必要だと思いますよ、今後。それでね、私が言ってるのは、今この、先ほども時系列を、歴を話しましたけれども。

○9番（西村 武） 問題はね。

○議長（伊藤榮悦） いや、まず言うなって。黙って。それでね、発言は手を挙げて、そしてやってください。ちょっと待ってください。私の話をします。

時系列を見るとね、これは、質問、このことについてはね、私としてはこの総括答弁をする中で、これをね、質問するということができないと、という考え方なんです。そのことによって、実際に3時間半ね、時間がかかった。それから今日1日やって、そして委員会が1日延びました。やはりこれはね、議会運営という整理権の中で議長の力不足がそういうふうになったのかどうかわかりませんが、そこはやはりね、考えなきゃいけないと。これは議会のね、議会の議会運営をする中では大変重要なことなんです。ですからあえて私はね、ここの部分については市長さんからやはりこの際はね、まずはこれを取り下げをしてくれという要求をしてるわけです。そのところです。9番。

○9番（西村 武） 大体まずね、話はわかりましたけれども、やはりその辺のところをですね、やはりこの後教訓にしながら、もう一度きちっとやるように要求して私は了解します。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 今回のことについてはですね、議長の考えてるそのことと、それから市長の考えてるね、時差がやはりあったと思うんですよ。お互いのその行き違いつていうか。それで市長はやはりこのことについては、何でこういうふうなことを言ってる

のかというふうな質問をするのは当然ですよ。それ一問一答方式に入ってからとかじゃなくて、この問題が大きければね、その前段でやはり聞いておかないと、後の答弁にもいろいろかかってくるもんですからね、そこはやはり市長の考え方は私正しいと思うし、ただね、議長としてはこのことについては一問一答方式のときにやってくださいというふうなことをね、市長の質問に対して一時こう止めてね、このことについては一問一答方式のときにやってくださいというふうなこと一言加えればね、こういうふうな混乱はなかったと思うんですよ。だから私は、議長のね、やはり裁定にちょっと間違っていたんじゃないかなと。大いに反省していただきたい。私はそういうふうな感想を持っています。

○議長（伊藤榮悦） はい。私としては……。

○8番（藤原典男） 答弁ありません。

○議長（伊藤榮悦） 間違っていないと思ってます、これは。この時系列を見ると、しっかりしてるんですよ。だからこそ、私は議会にとってとても重要な一点だと、こういうふうなことでやはりこれはしっかりしておかないといけないと、こういう思いで私はこういうふうなことに、議運の委員会にね、諮って、そしてこういうふうにしてるんですよ。

○市長（石川光男） 議長、発言させてください。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 先ほどの議長は、一括質問、一問一答方式、質問はできないと、こう言いますが、どこに書いてますか、教えてください。どこに書いてますか。

○議長（伊藤榮悦） 書く。

○市長（石川光男） 証拠。

○議長（伊藤榮悦） 書く。

○市長（石川光男） うん。法の、自治法でもいいし、法律でもいいし、あるいは条例でもいいし、どこに書いてますか。

○議長（伊藤榮悦） 書くっていうね、しっかりと、はい、そうでなければだめですよというわけじゃないですよ。これはね、こういう、先ほども申し上げましたけれども、まず一般質問をする質問者が一括的に、あのね、質問すると、こういうふうになってんですよ。

○市長（石川光男） どこにですか。書いたものあるすかってこと。

- 議長（伊藤榮悦） いや、ちょっと待ってください。
- 市長（石川光男） お示してください。
- 議長（伊藤榮悦） まず、私の答弁終わってからしてください。それでね、まずね、そういうことがルールとしてあるんですよ。議会のルールとして。ありますよ。私が最初の1日目のね、いや出してくださいって、それはそういうふうなルールになってます。毎度の議会の一般質問のときに私は全部話してます。その話は、一つは質問者の総括質問ね、その次に答弁、いわゆる当局の総括答弁です。そして、その次ですよ、その次にこれはね、一問一答制に入ると。いや、一問一答制に入るったら、そうすると、そのことを聞かなければ答弁ができないっていう状態だということですか。そうじゃないでしょう。いや、できないかどうかって、だからできないと認識したから質問したということでしょう。
- 9番（西村 武） 繰り返するかまた。
- 議長（伊藤榮悦） いや、質問があればどうぞ。質問あったらしてください。
- 市長（石川光男） 私に対して議長、私の質問に対して答えてください。書いたものあるかって、示してください。
- 議長（伊藤榮悦） いや、ちょっと待って、書いたものって、いや、そうじゃないですよ。ありますよ。
- 2番（堀井克見） 議長、市長の今質問した、いいですか、本会議だね。
- 議長（伊藤榮悦） はい、2番。
- 2番（堀井克見） この議会基本条例、そして反問権云々と、一連の時系列の流れの中でね、きちっと私ども議会で申し合わせしてますので、その書類、私の手元にありますよ。これを市長の方にお示ししたらどうですか。でないと、これ同じことやってますので。それからもう一つは、議長が再三申しておりますけれども、会議の冒頭に、いつもそうなんですがね、定例会ごとに、定例会の一般質問に対しては、総括質問、総括答弁しなさいということを議事運営上ちゃんと言ってますよ。議長がね。それに則って議事整理権を行使していると、私はそう理解してますから、今、西村議員、あるいはまた市長の方からね、どこに書いてあると。書いてあるものありますのでね、それをお示しをしてこの話を一回終わらせてもらないと、押し問答して時間だけが浪費していくということになりますから、私にあるのは恐らくこれ、私一人のものじゃないですよ。こういうものはちゃんと私持っていますので、お示しをして理解してもらおうようにして、ひと

つ前に議論進めてくださいよ。しかももう、基本的には議長が総括質疑、総括答弁を求めるといふことをもう前口上あげて一般質問という項に入ってますから、そのことを議会の諸君もきちっと理解しなければこういうふうな議論なるんですよ。ですからこのことを議長ね、お示ししてください。でないと、この話、かみ合わないですよ。時間の無駄ですからお願いします。

○議長（伊藤榮悦） それでは、暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

.....  
午前10時41分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石川市長の答弁を求めます。取り下げをしますか、しませんか。下げるって言った。取り下げ。

○市長（石川光男） もう一回ここで言いますが、私は最初、議運の委員長も取り下げだと。そして最初は第1回目の議運の答弁、建設的でないというような根拠を示せと。答えられなかったと。2回目開いたと。事実と認定しがたいということで、それも説明してくださいと言ったら答弁できなかったと。3回目で、今のそのことについて1回目も2回目、3回目と、ころころころと答弁が変わると思うと。もう聞く勇気もなくなってしまった。ですから私は、私の今回の発言の目的は半ば達したという感じをしていますから、議長の裁定に従いますと、こう答弁してるんですよ。

○議長（伊藤榮悦） ああ、そうですか。そうすれば、失礼しました。こういうふうな今までのこの部分については、目的を達したということで取り下げをすると、こういうことでよろしいですね、市長。

○市長（石川光男） 目的半ば。

○議長（伊藤榮悦） 目的半ばね、はい。市長の方から取り下げということ、目的半ばということで、しますと。

○市長（石川光男） いたずらに時間を費やすのもと。

○議長（伊藤榮悦） ということですので、これを受けまして議会運営に関する議事進行に若干なりとも支障を来したこともございますので、市長の答弁を求めます。

当局の答弁を求めます。副市長。

○副市長（鑑 利行） それでは、14番佐藤義久議員の一般質問の1つ目、「地方創生へ

の参画」について7項目ありますが、7項目のご質問のうち①と⑥をお答え致します。

まず①「地方創生にどのように関わるか」についてお答え致します。

地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり「まち」をつくるという流れを確かなものにするこ  
とで、地方への新たな人の流れを生み出すことであります。その好循環を支える「ま  
ち」が活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境  
をつくり出すことが最大の目的であります。

国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「地方における安定した雇  
用の創出」、「地方への新しい流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希  
望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と  
地域を連携する」という4つの基本目標を掲げております。これらへ取り組むため、  
2015年度予算に「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円を計上しておりますが、この  
うち5,000億円は地域の創業支援など従来の地方活性化策の経費を振りかえたものであ  
り、実質的には5,000億円の増であります。

昨年成立した、「まち・ひと・しごと創生法」の第10条第1項では、「市町村は、国、  
県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたま  
ち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければ  
ならない」と規定しております。

具体的内容については、今年10月頃を目処に成案となる予定の秋田県の総合戦略との  
整合性を図る必要がありますが、先ほど申し上げました国の総合戦略の4つの基本目標  
を踏まえ、本市の実情に合った具体的施策を総合戦略に盛り込めるよう、検討を進めた  
いと考えております。

なお、総合戦略には基本目標と基本的方向のほか、具体的施策を明記することになり  
ますが、この施策については、それぞれに対して施策を実施することにより、結果とし  
て市民にどのような便益がもたらされたかを示す「K P I」という客観的な重要業績評  
価指標を設定する必要があります。その効果の検証・改善を継続して行うこととされて  
いる点が、従来の計画とは大きく異なっております。加えて国では「結果重視」も掲げ  
ていることから、指標の向上が見込めない施策は総合戦略に盛り込むことはできないこ  
とになります。

こういった観点から、佐藤議員からご提案のあった6項目につきましては、「地方創

生」に関連した総合戦略へ盛り込むことには慎重にならざるを得ないと考えておりますが、今後の参考とさせていただきたいと思っております。

また、国では地方創生に関し、関係施策の目標、内容や条件等を関係府省庁間で統一または整理し、可能な限りパッケージ化するとともに、ワンストップ型の執行体制を整備しております。さらには、地方創生に取り組む小規模自治体向けに国家公務員等を派遣する「日本版シティマネージャー制度」や、当該地域の出身者や出向経験者など、地域への愛着や関心を持ち、意欲ある各府省庁の職員を相談窓口として選任する「地方創生コンシェルジュ制度」による人的支援を行うこととしており、地方の取り組みに対しての支援体制は既に確立されているものと捉えております。

次に、ご質問の⑥の「天王グリーンランドの北側田んぼにアートを」についてお答え致します。

確かに北側の水田一杯に田んぼアートを描けば、すばらしい景観となるものと思えます。しかしながら、費用対効果等を考えるとなかなか厳しく、過去にも検討した経緯はございますが実施には至っておりません。

まず、田んぼアートの必要面積ですが、過去に職員が視察した田んぼアートの先進地、青森県田舎館村の例では、展望台の高さ22メートルに対して田んぼアートの面積は1.5ヘクタールとなっております。天王グリーンランドスカイタワーの高さは約60メートルありますので、田舎館村と同じような迫力を得るためには、少なくとも4倍以上の面積が必要になると考えます。

次に、費用についてであります。田舎館村の平成25年度田んぼアート収支報告によりますと、歳入歳出とも7,042万6,000円となっております。歳入7,042万円のうち入館料が3,920万8,000円ありますが、天王グリーンランドスカイタワーは現在無料開放しておりますので、田んぼアートの実施に伴う料金の徴収は難しいものと考えます。また、面積が4倍以上になりますと、水田の賃借料も含め経費も相応に増加すると考えられ、田舎館村と同様に幾らかの補助金があったとしても、市の毎年の持ち出しは1億円を超えるものと思っております。来場者の増加により「道の駅」全体への経済効果はある程度見込まれますが、それ以上の財政負担を抱えることから、本市では田んぼアートを実施しないこととしておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 14番佐藤議員の質問の1つ目、「地方創生への参画」の2

点目「クリーンセンターの排熱利用で温室団地構想を」についてお答えを致します。

現在、クリーンセンターでは排熱利用の設備はなく、新たに排熱利用設備を設置するためには約2,000万円の設備投資が必要となるほか、場外に給湯するためには配管工事でもメートル当たり2万5,000円程度の工事費が必要となります。排熱用設備を設置した場合、80度の温水を時間当たり約16立法メートル供給することは可能であります。焼却炉の稼働日数は月20日、1日の供給可能時間は、焼却炉が立ち上がったからの通常運転の間となりますので1日14時間となり、限られた時間帯の供給となります。また、供給先までの距離にもよりますが、100メートルごとに約10度の温度低下があります。

今回の質問ではガラス温室団地にクリーンセンターの排熱を利用した構想ですが、排熱の配管等やガラス温室の建設には多額の事業費が必要となることから、費用対効果を含め事業の検証が必要であります。

さらに、個人では事業実施が困難と考えますし、将来事業を行うJAや企業等で実施希望があった場合などには、その時点で関係機関と協議し対応していきたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

3点目の「後継者育成支援について」お答えを致します。

ご質問にあります新規計画の詳細が明らかではありませんので、具体的な対応をお答えできませんが、昭和工業団地への進出につきましては、製造業かつ用地取得面積がおおむね5,000㎡以上という分譲条件に合致した場合は可能となります。さらに、条件に合致した場合には用地取得等に係る各種優遇制度も利用できますので、今後個別・具体的にご相談いただければと思っておりますので、宜しくお願い致します。

4点目の「八郎まつり50周年に向けた観光事業の展開」についてお答えを致します。

本県において三湖物語を伝承するためのイベントとして、本市には「八郎まつり」という伝統的なまつりがあり、これを精力的に推進している実行委員会もあります。関係する市町村との連携方策も含めて、まずは何ができるかを実行委員会とともに考えていきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 菅原教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（菅原 一） 佐藤議員の一般質問の1つ目、「地方創生への参画」の5点目の「石川翁伝習館の増設、リニューアルで観光の充実を」の質問についてお答え致します。

ご質問にあるとおり、平成27年には郷土の偉人・石川理紀之助翁生誕170年・没後100年の記念すべき年にあたることから、市では関係団体と連携し、石川翁の功績を顕彰しつつ、その教えを広く発信するため、記念事業及び宮崎県都城市との中学生交流事業などを実施する予定であります。

昭和豊川山田地区にある「潟上市郷土文化保存伝習館」は、昭和56年に旧昭和町時代に補助事業を活用して設置したもので、以来、石川翁の数々の遺著や寄稿、収集物等を中心に、また、郷土の歴史や民俗などの資料も保存展示しており、今後も地域文化の発展に寄与するものと考えております。

伝習館は設置から34年が経過しておりますが、現段階において増設リニューアルの計画はございません。

また、伝習館とブルーメッセ間のアクセスの改善については、現状の町内道路を経由するアクセスは地域住民の生活道路であるため、交通安全を考慮すると有効な改善策としないものと考えております。観光バス等の誘導路線については、国道を経由した道路網が整備されており、所要時間にして3分程度で移動が可能な距離にあることから改善する計画はございませんので、ご理解をお願い致します。

次に、7点目の「潜在資源の活用」の質問についてお答え致します。

ご質問にもある豊川油田は、国内石油産業の発展に大きく貢献したとして、平成19年に経済産業省から「近代化産業遺産」の認定を受けております。天然アスファルトの産地として広く知られ、明治大正期はアスファルト採掘時には、ナウマン象の化石歯のほか、ほ乳類の頭骨や角、縄文時代の土器片が出土したとの記録が残されております。

このほか、潟上市には国指定の有形・無形文化財をはじめ、県指定文化財の石川理紀之助遺跡、史跡や民俗資料など歴史的な地域遺産を数多く保有しており、今後も保存・保護に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 佐藤議員の一般質問の2つ目、「大久保駅の改築と二田駅西口について」お答え致します。

ご質問の1点目、「JRとの協議を遅滞させたとされる附帯決議書の扱いと駅舎のみの改築と結論に至った理由は」についてでございますが、26年3月定例会本会議で附帯決議は否決されたものの、地元議員からの強い要請と受けとめ、大久保駅舎の改築につ

いては一旦凍結を致しました。その後、庁内で検討した結果、26年6月定例会の行政報告で詳しく述べておりますように、一番必要とされているトイレの改修を含めた駅舎改築に着手する決断をしたものであります。

26年3月定例会で設計の予算を可決いただきましたので、26年度早々にJRとの協議に入る予定でございましたが、市の方針が定まってから協議に入るというJRの考え方もあり、6月定例会が終わってから正式に協議に着手したことは12月定例会の一般質問でお答えしたとおりであります。正式な協議に入るのが遅れたことにより、設計をお願いするJRに時間的なご迷惑をおかけしてしまいましたが、結果としては当初の計画どおり、今定例会に負担金として工事費等を計上しております。

質問の中で「JRとの協議を遅延させた」との表現を使っておりますが、12月議会の一般質問で佐藤議員にお答えしましたとおり、「26年度早々に事業を進める計画でございましたが、地元議員を中心とした附帯決議が提出されたことから、JRとの協議を積極的に進めることができなかつたという経緯がございます」と答弁しております。ですから遅滞させたのではなく正式に協議に入るのが遅くなったもので、結果としては計画どおり進められ、今定例会に負担金として工事費等を計上しているものであります。

ご質問の2点目、「西乗降口と東西自由通路についてJRとの協議は」についてお答え致します。

西乗降口と東西自由通路に関する一般質問は、これまでも佐藤議員だけでなく、ほかの議員からも質問があり、市の考え方について答弁してまいりました。市では、その都度、JRと西乗降口と東西自由通路の問題点や可能性について事務的な話し合いをしております。JRの方針としては、市から正式に設置要望が出された段階で検討したいということであり、市と致しましては、26年6月定例会の行政報告で述べておりますように、駅周辺の踏切問題に一定の方向性が出てから検討するという考えは変わっておりません。

協定書の中に西乗降口や東西自由通路のことをうたわなかつた理由をお尋ねですが、26年9月10日に「大久保駅舎合築に関する基本協定書」及び9月12日に「設計の施行についての協定書」を取り交わしておりますが、両協定書とも大久保駅舎合築事業に関する協定書であるため、駅舎以外の事項については記載していません。この後、施行に関する「協定書」を締結し、駅舎の工事に着手していく予定としております。

次に、3点目の質問にあります「協定書」の内容・条件についてお答え致します。

「基本協定書」では、費用負担、財産の帰属及び維持管理、用地処理等に関する事業の基本的事項について定めております。また、「設計の施行についての協定書」では、設計の内容及び工程等について定めています。建築される駅舎の詳細な構造、面積、仕様等は、今回の実施しております設計が完成した後に最終的に決定することとなります。

現在設計途中ではありますが、駅舎は鉄骨造平屋建てで、一体感のある大屋根を架け、羽ばたく鳥の羽をイメージしたデザインとなるようJRと打ち合わせを行っております。面積は約33坪程度を予定しております。現在の駅舎にあっては、当直室や風呂、倉庫など使用していないスペースがあるため、全体的には新たな設計分については小さくなりますが、市民が利用するスペースは今より広がる予定であります。待合室部分には冷暖房を完備し、待合室に隣接するトイレも快適に使用できるようにしており、明るくて清潔感のある駅舎となる予定であります。

来年度設計予定の羽後飯塚駅舎のトイレについても同様の考えであります。ご質問では、「トイレを防犯上の理由から別棟にしなかった市の考え方は、上二田駅や天王駅のトイレが駅舎内にないので答弁に整合性がない」とのご指摘ですが、出戸浜駅、上二田駅、天王駅はいずれも無人駅で、JR所有のトイレは敷地内に別棟で建てておりました。JRではトイレは将来的には撤去予定でしたが、市が公衆用トイレとして建設するのであれば協力しますということで、市民の要望もありJR敷地内に改築したものでありますので、答弁に整合性がないというのはあたらないと思います。

駅舎建築工事部分の事業費は、平方メートル単価約72万3,000円とし約7,800万円を見込んでいます。このほかの事業費として、支障移転費、保安人件費、管理費等があります。

ご質問の4点目、「大久保駅踏切の閉鎖について」お答え致します。

26年6月定例会の行政報告で述べておりますように、大久保踏切が駅構内の踏切であることから、駅構内に道路機能を有する東西自由通路を整備する場合には、同じ駅構内にある大久保踏切はJRから廃止の検討を要請されております。

参考までに、大久保踏切と県道の段差が危険だという市民の声を受けとめ、今定例会に段差解消の予算を計上しております。

ご質問の5点目、「JRが占有する面積に対し、負担する金額、拋出金額は幾らですか」との質問にお答え致します。

基本協定において、駅舎面積のうち、事務室と通路部分の2分の1がJR負担分とな

ります。JR負担額は、設計完了後に駅舎の面積按分や支障移転工事費、既設駅舎の撤去費の負担等を調整し、施行協定締結までに決定することとなります。市負担分は、負担金として9,839万8,000円を今定例会に予算計上しております。

ご質問の6点目、「摂政の宮様のお手植えの松」の整備についてですが、12月定例会の一般質問で答弁した際も、昭和町史や昭和の歴史に詳しい方上文化研究会の方に尋ねたりして調査をしましたが、確認できませんでした。その後、JRにも調査をお願いしましたが、記録が残っていないとのことでありました。市では現在のところ、「お手植えの松」に関しての整備は考えておりません。

ご質問の7点目、「二田駅の西口」についてのご質問ですが、現在西口のための用地取得については検討しておりません。

次に、一般質問の3つ目、「旧町・施設の活用計画について」お答え致します。

まずはじめに、ご質問の前段にあります「検討委員会の報告になかったにもかかわらず、こども園を提案したことがいかなものか」というご指摘であります。検討委員会につきましては、平成22年11月25日付けの市議会庁舎建設調査検討特別委員会報告書におきまして、「検討委員会」を立ち上げ、地域住民の声を反映させた計画を策定すべきである旨の意見が付されておりました。

市では、23年8月に「潟上市現庁舎利活用検討委員会」を設置し、検討委員会での意見や提言いただいた内容について、市として今後、利活用方法について総合的に判断するための貴重な材料として位置づけ活用することでスタートし、この内容については23年9月議会定例会の行政報告でお伝えしております。このように、この検討委員会の報告につきましては、総合的に判断するための貴重な判断材料として活用させていただくものと捉えております。

この内容を踏まえまして、ご質問の1点目、「こども園」を1案として議会に提案した所信についてのご質問にお答え致します。

このことについては12月議会の小林悟議員の一般質問でもお答えしておりますが、その内容を再度ご説明致します。

「認定こども園」の案につきましては、平成22年7月12日開催の市議会庁舎建設調査検討特別委員会への提案資料の「既存庁舎の活用計画」の中で提案し、同年8月3日開催の特別委員会で内容を説明したものであります。特別委員会の調査項目に入っていました「既存庁舎の利活用」については、方向性が出るまで相当の時間も要する場合があります。

ることから、当時市長が出席し、「是非、議会からの提案やそのような案があったら出していただきたい」というお願いを致しましたが、議会特別委員会の中では明確な意見集約がされませんでした。その後、一部議員の方々や市民の皆様から、昭和庁舎の活用案の一つとして検討すべきというご提言を受けておりました。「今回この案を提案した理由につきましては、昭和庁舎の活用案として最初から除外するのではなく、議会をはじめ市民の皆様から議論を深めていただくため、あえて第1案として提案したものであります。」と答弁しております。

現庁舎利活用の計画案については、議論を深めていただきたいことから、第1案と第2案の2つを提案しておりますが、第1案が1番目という意味ではなく、第1案も第2案も同列であることをご理解いただきたいと思います。

さらに、施政方針でも述べているように、旧庁舎の利活用については周辺にお住いの方、商業者の方々等に影響を及ぼすことになることから、どの方法が最善であるのかを慎重に検討を重ねているところであり、今後さらに市民や議会の皆様のご意見に耳を傾け、ご相談しながら利活用計画を成案としたいと考えております。

ご質問の2点目、「こども園」を新築した場合の6億円の積算根拠でございますが、追分保育園の建設工事が平成22年で約4億3,000万円、平成23年の出戸こども園が約3億2,000万円で整備しております。これらに昭和地区3園の園児数の想定や現在の資材高騰等を勘案し、事業費を推計したものでございます。この事業費は、建設場所や園児数、平面計画等がはっきりとしなければ正確な事業費を算出することはできませんが、この6億円は検討材料のための試算であることをご理解いただきたいと思います。

ご質問の3点目、「昭和庁舎議場を「視聴覚ホール」とする考えは」とのご質問でございますが、具体的なご提案をいただいております。現在、昭和庁舎周辺には同様な施設である羽城中の視聴覚ホールや昭和公民館ホールが設置されております。これらの施設とのすみ分け等を含めて検討すべきものと考えております。

ご質問の4点目、「八郎潟ハイツの跡地利用のアンケート調査を要しないとした理由」については、新たに整備する施設につきましては、12月定例会で佐藤議員の一般質問にお答えしたとおり、基本コンセプトを4つほど設定し、周辺の公共施設を含めて活用することで検討を進めております。

この計画案を作成するにあたっては、旧八郎潟ハイツが営業停止した後の平成25年10月31日に飯田川地区自治……

○市長（石川光男） 議長、時間ですけどもやるすか。

○議長（伊藤榮悦） 時間が60分ということですが、答弁は続けていただきます。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） この計画案を作成するにあたっては、旧八郎潟ハイツが営業を停止した後の平成25年10月31日に飯田川地区自治会長に説明を実施して、地元要望を確認しておりますし、さらに平成26年6月18日の午前中には飯田川地区自治会長説明会を、また、午後には飯田川地区地域審議会を開催して、計画の概要を説明し、ご意見を伺っております。

今後は、具体的な内容が固まった時点で、改めて自治会長連絡協議会に対して説明会を開催する予定であります。その結果を踏まえまして、市民の代表であります市議会とも協議の上、よりよいもので合意が得られるよう努めてまいりたいと考えておりますので、アンケート調査を実施する予定はございません。

ご質問の5点目、「プロポーザルの依頼に提案条件は」についてです。

旧八郎潟ハイツ跡地を活用した新たな施設の整備にあたっては、財源の一部に県の「あきた未来づくり交付金」の活用を考えており、県との協議を進めております。

施設整備の基本コンセプトは、これまでご説明している4点で変わりはありませんが、県の事業採択要件のハードルが高いため調整に時間を要しており、プロポーザルについては保留している状況にあります。

ご質問の6点目、「天王庁舎跡地周辺に公営の駐車場を再考しては」とのご質問であります。12月議会の一般質問でもお答えしているように天王庁舎跡地を駐車場にする計画は今のところありません。また、売却・賃貸で決定したかのようなご質問ですが、まだ計画案の段階であり決定したものではありません。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） これをもって14番佐藤義久議員の質問を終わります。

これで一般質問は全て終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、3月3日から3月12日までの10日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認め、3月3日から3月12日までの10日間、本会議を休会することに決定しました。

本日の日程は、これで全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、3月13日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労様でした。

---

午前11時15分 散会